

薬食監麻発0918第1号
平成27年9月18日

各都道府県衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長
(公 印 省 略)

新たに追加された一般的名称の製品群への該当性について

医療機器及び体外診断用医薬品の一般的名称の「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第23条の2の5第7項第1号に規定する医療機器又は体外診断用医薬品の区分を定める省令」(平成26年厚生労働省令第95号。以下「製品群省令」という。)別表第1及び別表第2に定める区分(以下「製品群区分」という。)への該当性については、「医療機器及び体外診断用医薬品の製品群の該当性について」(平成26年9月11日付け薬食監麻発0911第5号。以下「製品群該当性通知」という。)により示しているところです。

今般、平成27年9月18日付けで「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第5項から第7項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器の一部を改正する件」(平成27年厚生労働省告示第379号)が告示されたことに伴い、製品群該当性通知の一部を下記のとおり改正しますので、貴管内関係業者、関係団体等に対し周知徹底を図るようお願いいたします。

なお、本通知の写しを各地方厚生局長、独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長、一般社団法人日本医療機器産業連合会会長、日本製薬団体連合会会長、一般社団法人日本臨床検査薬協会会長、米国医療機器・IVD工業会会長、欧州ビジネス協会医療機器委員会委員長、欧州ビジネス協会臨床検査機器・試薬(体外診断)委員会委員長及び医薬品医療機器等法登録認証機関協議会代表幹事宛て送付することとしています。

記

製品群該当性通知別紙 2

1 経腸栄養チューブ挿入追跡装置の項の次に次のように加える。

-	1957	II	オゾンガス消毒器	殺菌又は滅菌の用に供する能動な医療機器	2-E-07
-	1958	II	単回使用皮内注射用針	注射、点滴、輸血及び透析の用に供する非能動な非埋植医療機器	2-A-02
-	1959	II	能動型機器接続用ストップコックバルブ	非能動な器具	2-A-06

2 単回使用 P D T 半導体レーザ用プローブの項の次に次のように加える。

1110	-	III	中心静脈留置型経皮的体温調節装置コントロールユニット	温熱治療又は低体温法の用に供する能動な医療機器	2-H-03
------	---	-----	----------------------------	-------------------------	--------

(参考)

別表 第 1	別表 第 2	クラス 分類	一般的名称	該当製品群	備考欄 番号
-----------	-----------	-----------	-------	-------	-----------